

No.263  
2019  
6/28



# はちおうじ

JR東労組  
八王子地本  
八王子地本  
ホームページ  
「東労組八王子」で検索

6/27  
交渉

八地申32号 一方的な施策実施を認めず、客室及び乗務員室への防犯カメラの本使用延期を求める緊急申し入れ

## 現場無視・労使議論をないがしろにした 施策の進め方は断じて許さない！

2018年 7月3日	セキュリティレベルの向上と旅客が安心して鉄道を利用する事を目的として、「鉄道車両内におけるさらなるセキュリティ向上について」がプレスリリースされる。 職場では「客室及び乗務員室への防犯カメラの設置について」掲示が貼られるも、現場では説明が無いまま中央快速線1編成に運転台防犯カメラが試行導入される。
9月13日	試行導入されるも撮影範囲や撮影条件、画像保存時間など不透明な部分が多く、組合員から上がった不安の声を基に申2号「乗務員室への防犯カメラ設置」に関して申し入れを行なう。
2019年 5月下旬	支社は「試行導入において様々な検証を行い、本線で使用するに耐えうる確認ができた」として、現場に対し本使用に向けた通達を出す。
6月21日	支社より「7月1日より客室及び乗務員室への防犯カメラ本使用を行うので、申2号の団体交渉の日程調整を行いたい」との打診が地本へ行われる。
6月25日	現場を無視した施策の一方実施は認められないことから、申32号「客室及び乗務員室への防犯カメラ」の本使用延期を求め緊急申し入れを行なう

### 組合主張

カメラの設置は「労働条件の変更」と認識している。そもそも、もっと前もって議論して労使合意を図るべきだ！

試行導入に対して申し入れしていたのだから、本使用に向けた通達前後で「申2号」の日程調整をするべきだ！

前もって本使用の説明を行った上で「申2号」の日程調整をしたいと言うなら理解するが、本使用の10日前説明は実施日ありきだ！

団体交渉において、合意形成を図ろうという意思が感じられない！

現場には7月1日からの本使用と、客室内にもカメラが設置される事は知らされていない！

労使合意も図れず、現場周知もされていないので、7月1日実施を延期すること！

### 会社回答

「労働条件の変更」と認識していない。6月21日が「充分早い」という認識ではないが、もっと早く伝えられれば良かった。労使合意を図る為に議論を行なうスタンスは変わっていない。

出来るだけ早く伝えた日が6月21日だった。本使用でも乗務員の取扱いは変わらず、仕様も大きく変わるわけではない。6月21日でご理解いただけたと思っている。

はなから説明する気がないわけではない。説明する気なかったら、その場を設ける事も無かった。

限られた時間ではあったが、意思があったので投げかけた。経過の説明を行い、合意形成に向け努力してきている。

社員全員もれなく周知、というわけではなく必要な社員に対し必要なタイミングで伝え、対応している。

試行導入が本使用になるだけで変わらないので、今までどおり乗務して頂きたい。7月1日を目指し準備してきたので進めていく。

対立

団体交渉を終える際、会社から、とんでもない提案がされる！

時間もまだあり出席者も整っているのに、今から「申2号」の交渉を行なえないか？

7月1日一方実施の回答で試使用の申2号交渉は行えない！

申2号は「試行導入について」の議論であり、会社の目的は「団体交渉を行なった実績づくり」のみだ！  
この間の会社姿勢は「実質的な団体交渉拒否」と同じであり、労働組合法違反である事を通告し終了！